

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書

平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が、本年4月1日から導入された。

この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っている。

この制度の導入にあたって、法施行直前に保険料負担において一定の激変緩和措置がもうけられたものの、高齢者に新たな負担が生じるのではないかと、低所得者への配慮に欠けるのではないかとといったことや、更には高齢者担当医の導入など多くの論点が指摘されている。

また4月1日以降には、制度の周知不足や準備の遅れなどにより被保険者証の未着や保険料の徴収ミス、更には年金からの保険料天引きをめぐるトラブルが相次いでおり、混乱がこれ以上広がれば、制度は信頼を失い、医療不安につながる恐れもある。国は制度の意義を十分に理解してもらおうと同時に医療に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、国におかれては、低所得者への一層の配慮と負担軽減を図るとともに、導入後の実態を十分に把握、検証し、問題があるとなればそれを明らかにしたうえで、すべての高齢者が安心して医療を受けることができる医療制度に改善するため、早急に必要な措置を講じるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	福田	康夫	様
総務大臣	増田	寛也	様
財務大臣	額賀	福志郎	様
厚生労働大臣	舩添	要一	様